

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容														
28-指-1	P19~22	指摘	地域医療課	<p>【休日急病医科診療所運営費補助金】 補助対象の person 費</p> <p>『財政援助団体等監査』において、指摘を受けてから5年後に着手し、さらに完了するまでの期間が10年後というのは遅いといわざるを得ない。</p> <p>事業は以下のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休日急病医科診療事業</td> <td>補助事業</td> </tr> <tr> <td>夜間急病診療事業</td> <td>委託事業</td> </tr> <tr> <td>小児急病診療事業</td> <td>委託事業</td> </tr> <tr> <td>産婦人科急病診療事業</td> <td>委託事業</td> </tr> <tr> <td>広域耳鼻急病診療事業</td> <td>補助事業</td> </tr> <tr> <td>津久井地域夜間急病診療事業</td> <td>補助事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>いずれも急病診療に係るものであり、医師会に支払うべき補助事業と委託事業の person 費の総額は変わらず、形式上とはいえ交付要綱には違反しているため、改善すべきである。</p> <p>補助事業と委託事業は別のものであり、補助金の交付先と委託事業の委託先が同じ相手であっても当然に区分されるべきものである。</p> <p>同一人物が補助事業と委託事業に係わっている場合は、時間等の合理的な基準により按分すべきもので、一つの事業にその総額を負担させることは適切ではない。</p>	事業名	区分	休日急病医科診療事業	補助事業	夜間急病診療事業	委託事業	小児急病診療事業	委託事業	産婦人科急病診療事業	委託事業	広域耳鼻急病診療事業	補助事業	津久井地域夜間急病診療事業	補助事業	措置済(H31.1)	<p>市から医師会に対しては、指摘を受けた休日急病医科診療所運営費補助金を含めた急病診療事業のほかに、後期高齢者健康診査委託や、他課のがん施設検診委託等合わせて保健・医療関連27事業について補助・委託をしており、それらの person 費22名分については、便宜上一括して当該補助金から支出していた。</p> <p>このことに関しては、平成20年度の財政援助団体等監査においても同様の指摘を受けており、補助金から支出していた各委託事業に係る person 費を委託料へ振り替えるに当たって、医師会への person 費支出の方法や算出根拠等の在り方についての庁内調整に約5年間を要した。</p> <p>調整後、平成35年度の完了を目途に平成26年度から段階的に振替を実施していたところであり、平成28年度には既に person 費の振替が済んでいる事業もあった。</p> <p>しかし、今回再度の指摘を受け検討し医師会と協議した結果、平成30年度においては、全27事業における補助事業の person 費は5.2名分(40,530千円)、委託事業については、16.8名分(118,179千円)を支出することとし、各事業への予算振替を完了した。</p> <p>その結果、当該補助金は、平成29年度予算額が217,194千円(決算額211,390千円)だったのに対し、平成30年度予算額は113,124千円とし、交付要綱に適合するよう改善を行った。</p>
事業名	区分																			
休日急病医科診療事業	補助事業																			
夜間急病診療事業	委託事業																			
小児急病診療事業	委託事業																			
産婦人科急病診療事業	委託事業																			
広域耳鼻急病診療事業	補助事業																			
津久井地域夜間急病診療事業	補助事業																			

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
				<p>休日急病医科診療所運営費補助金交付要綱では、補助対象事業、総事業費、補助基本額及び補助率を定義し補助する範囲を定めている。現状の補助金交付は交付要綱に定めた事項を逸脱するものである。人件費の按分が不可能ではなく、合理的な配賦基準を決めれば按分可能である。支払先が同じということをもって正当化できるものではない。</p>		

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-指-2	P23	指摘	地域医療課	<p>【休日急病医科診療所運営費補助金】 補助対象の事務局職員の人件費</p> <p>急病診療の間接業務に携わる人員を特定し、そのうえで業務従事時間等を基準に補助事業と委託事業を区分する必要がある。現状では、急病診療事業に係わらない職員も補助対象金額に含まれていると考えられる。医師会事務局組織図上の業務内容どおりであれば、形式上のみならず実質的に補助事業と委託事業を合わせた医師会へ支払うべき金額が過大となっている。医師会事務局職員の職務内容と業務従事時間の精査を行い、過大となっている金額については、補助金の返戻を求めるなどの対応が必要である。</p>	措置済(H31.1)	<p>市から医師会に対しては、指摘を受けた休日急病医科診療所運営費補助金を含めた急病診療事業のほか、後期高齢者健康診査委託や、他課のがん施設検診委託等合わせて保健・医療関連27事業について補助・委託をしており、それらの人件費22名分については、便宜上一括して当該補助金から支出していた。</p> <p>そのため、形式的にも実質的にも休日急病医科診療所運営費補助事業における人件費の額よりも過大な人件費を支払っており、組織図上の業務と補助対象人員は整合していないが、当該人件費は医師会への保健・医療関連27事業全体における金額として算出し支出しているもので、人件費全体としての額は適正に積算していたと判断している。</p> <p>なお、平成27年度においては組織図上は、各メディカル事業課で16名、総務課・経理課6名の合計22名の内容で間接業務に携わる人員を含めて医師会と協議、積算し、また補助事業に携わる人員は20.2名、委託事業に携わる人員は1.8名として積算していた。</p> <p>しかしながら、平成30年度においては、補助、委託事業それぞれから支出するとしたことから保健・医療関連の補助事業である休日急病医科診療所運営事業や委託事業に係る人員は、間接業務に携わる人員を含めて組織図上は各メディカル事業課18名、総務課・経理課4名の合計22名であることを医師会と協議し積算した。</p>

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-指-3	P24	指摘	医療政策課	<p>【休日急病医科診療所運営費補助金】(補助対象外経費(研修費))</p> <p>歯科医師会の決算書と所管課に提出した収支計算書に齟齬がある。収益事業等会計に含まれる事業に対して補助金を交付する結果となっており、補助金の目的外使用である。</p>	措置済(R3.3)	<p>平成23年度から平成27年度までに交付していた補助金のうち、研修費について改めて確認し、補助対象である公益的事業に当たらない事業分494千円について返還を求め、令和2年5月28日に納入された。</p> <p>なお、平成28年度以降の研修費については、公益的事業に必要な研修費のみ補助している。</p>
28-指-4	P30	指摘	地域医療課	<p>【休日夜間急患調剤薬局運営費補助金】補助事業が負担すべき経費(建物賃借料等)</p> <p>休日夜間調剤薬局は、相模原市総合保健医療センター(ウェルネスさがみはらB館1階)にあるが、行政目的使用のため賃借料無料とされている。薬剤師会は、同じ建物の6階にあり、行政財産目的外使用許可を受け、年間356万円を負担している。</p> <p>法人全体の賃借料は、事業費と管理費の総額で1,245万円であり、このうち1,196万円を公益目的事業会計が負担している。このうち本補助事業の負担は、1,082万円である。収益事業等会計の賃借料の負担は33万円である。本補助事業の負担のうち相模原中央の建物使用料等は337万円である。調剤薬局が配置されている1階部分の賃料は無償で借り受けているから、6階の事務局部分の賃料ということになるが、法人会計の賃借料16万円に対して約20倍となっている。</p> <p>建物賃借料は一人当たりの専有面積を求めて、職員等の業務内容に応じて人員を各業務に割り振りそれを基に建物賃借料を割り振るのが合理的と考える。補助事業等を行っていない場合には、発生する建物賃借料を事務局の費用として法人会計が負担するものと考えられる。リース等の賃借料は、各業務の利用状況に応じて割り振るのが合理的と考える。</p>	措置済(R元.10)	<p>市薬剤師会に対しては、当該補助金のほかに、小中学校プール水質検査委託ほか2事業の学校保健関連事業を委託しており、これらの業務に係る市薬剤師会事務局の事務室の賃借料については、便宜上一括して当該補助金から支出していた。</p> <p>今回の指摘を受け、事務室の賃借料については、市薬剤師会事務局職員の業務割合に応じて按分し、平成31年度においては、当該補助金は45.0%、学校保健関連事業は21.7%、市薬剤師会は33.3%を負担することとした。</p>

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
				現状では、相模原市総合保健医療センターの6階事務室の賃借料356万円のうち80%を当該補助事業が負担しており、賃借料が発生する365日のうち開設日数が休日72日、夜間365日にも拘わらず、法人全体の賃借料の80%を負担していることは、補助目的事業への配賦が過大になっていると考えられる。収益事業等会計も含めて担当する業務に応じた人員費等により専有面積を求めこれに基づいて費用の按分を行う必要がある。		
28-指-5	P45	指摘	医療政策課 (地域医療課)	<p>【高度医療機器共同利用事業補助金】</p> <p>診療報酬(MRI)と高度医療機器使用料(CR)では必要経費を賄えないために補助金が発生しているが、補助金の目的は高度医療機器の整備により達成されていると考えるべきで、事業の赤字補てんの理由にはならない。</p> <p>整備費の補助と機器の稼働率等から判断すれば、赤字にならないはずのものと考えられるので、医師会の負担と機器使用料の見直しが必要である。高度医療機器使用料の算定の見直しと費用の削減について医師会と協議し、補助金の廃止ないしは大幅な削減を行うべきである。</p>	措置済 (R2.8)	<p>MR I 共同利用については、MR I を所有する医療機関の増加及び医療機関間における連携の進展により、MR I 共同利用事業の役目は終了したと判断し、令和元年度末をもって同事業は終了した。</p> <p>また、CR 共同利用については、主な使用目的が市医師会に委託しているがん施設検診に必要不可欠なものであるため、市医師会と協議し、経費の整理と内容の精査を行った上で、令和2年度予算から「がん施設検診委託」に移管した。</p> <p>以上のことから、当該補助金は、令和元年度末をもって廃止した。</p>

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-指-6	P54~57	指摘	高齢・障害者福祉課	<p>【社会福祉事業団補助金】</p> <p>運営管理費に含まれる職員以外は、補助金交付の対象外となるので、退職給付引当資産支出の一部が過大となる一方で、補助対象に含まれると思われる退職年金共済掛金は補助金に含まれていないように思われる。両者を精査し、補助金が過大となっている金額については、返還を求めるべきである。</p>	措置困難(R4.4)	<p>平成30年度で市社会福祉事業団の行う指定管理業務の期間が終了したことから、それまでの5年間の事業費の精算を行い、余剰金が返納された。また、令和元年度からは、これまで市社会福祉事業団補助金の対象経費としていた「指定管理業務に従事する職員に係る退職給与引当資産支出」について、退職手当積立金及び退職共済掛金を指定管理料に含め、補助金から除外する整理を行い、対応した。</p>
28-指-7	P58~61	指摘	高齢政策課	<p>【軽費老人ホームサービス提供費補助金】</p> <p>補助金の決算見込み額と(確定)決算額に差があるものが3件あった。確定決算書を提出してもらい、補助金の還付が必要ないか否かの確認の手続を追加すべきである。交付先がまず検討すべき事項であるため、必要な場合には、要綱を改定して法人に確認手続き等を義務付けるべきである。</p>	措置済(H29.8)	<p>当該法人から確定決算書の提出を受けて、補助金の還付の必要性について精査したところ、本来補助金の対象経費とすべき退職給付引当資産支出が積算されていなかったことが判明した。当該支出を加えることにより法人の支出額が市の補助金基準額を上回ることとなったため、還付の必要がないことを確認した。</p> <p>なお、当該補助金の対象法人全てについて、過去5年分の決算見込み額と確定決算書を確認し精査をしたところ、1法人について1,112千円の補助金が過大になっていたことが判明したことから返還を要請し、平成29年5月に返還を受けた。</p> <p>また、確定決算額や補助金の返還の有無について報告することを義務付けるため、相模原市軽費老人ホームサービス提供費補助金交付要綱を改正し、平成29年4月1日付で施行した。</p>

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-指-8	P62~65	指摘	高齢政策課	<p>【高齢者福祉施設サービス水準向上補助金】(職員数の把握)</p> <p>「補助金交付算出内訳」には、職種別の職員数が記載されているが、「軽費老人ホームサービス提供費補助金」で入手している「職員の状況」と不整合な例が見受けられた。具体的には、該当する職員(栄養士)が他の施設との兼務であったため、本来は年収の2分の1の額で積算しなければならなかったが、全額で積算をしていた。このため、補助金が137千円過大となっている事例があった。</p>	措置済(H29.8)	<p>当該法人については、本来施設を兼務している職員については年収の2分の1の額で積算すべきところを全額で積算していたため、補助金が過大となっていた。そのため過年度分も含めて精査をしたところ、295千円が過大となっていたことが判明したため返還を要請し、平成29年3月に返還を受けた。</p> <p>今後は、「高齢者福祉施設サービス水準向上補助金」の対象施設と「軽費老人ホームサービス提供費補助金」の対象施設について、実績報告における「職員の状況」欄を同様の様式とすることをルール化し、各々整合性を確認することで、適切な事務執行を行う。</p>
28-指-9	P185~187	指摘	路政課	<p>【相模原市民間自転車駐車場維持管理補助金】(補助金の交付期間について)</p> <p>要綱では補助金の交付期間が10年と定められているが、附則において施行日(平成21年4月1日)前に補助金の交付を受けた(自転車)駐車場に係る補助金については、なお従前の例によるとされている。この結果、同じような補助対象事業を行っている補助金交付対象者間で平衡を欠くことになった。また、期間に定めのない補助金は、補助対象事業を廃止するまで補助金交付が続くことになっている。補助対象期間の定めについて、早急な対応が必要である。</p>	措置済(R4.4)	<p>相模原市民間自転車駐車場維持管理補助金については、平成4年の要綱制定当時と比較し、駅周辺の自転車駐車場の整備が進み、一定の駐車需要を賄えていることや、収益事業として成り立っていること等を踏まえ、令和3年3月31日に整備補助金と併せて維持管理補助金要綱を廃止し、令和2年度をもって補助金の交付を終了した。</p>

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-指-10	P187~189	指摘	都市整備課	<p>【相模原市民間自転車駐車場維持管理補助金】(補助金の趣旨「経営の安定を図る」を確認する資料について)</p> <p>補助金の目的が、経営の安定を図るとい趣旨であれば、それを判断できる資料を入手すべきである。要綱では、補助事業等実績報告書の提出も必要とはされていない。自転車駐輪場の整備や維持管理について、必要な場合に補助することは理解できるが、(自転車)駐車場事業により、土地等を他の用途に利用する場合と同等かそれ以上に利益が上がっている場合には補助金は不要である。</p> <p>補助対象期間は10年を原則としつつもある程度の利益水準に達した段階では、要綱の中に補助金の交付を打ち切る条項があってもよいのではないかと考える。そのためにも経営状況を判断する資料の入手が必要である。</p> <p>自転車駐輪場の確保という補助金の目的を達成するためには、土地等の収益率が他の用途に利用した場合と同等以上になるように補助金を交付する必要があることは理解できるものの、事業者の利益水準を把握せず一律に固定資産税及び都市計画税相当額を交付することには疑問が残る。</p>	措置済(R2.1)	<p>申請時に提出を求めている補助対象駐車場の運営状況報告書に収支決算状況の項目を追加し、当該自転車駐車場の経営状況を確認することとした。</p> <p>また、相模原市民間自転車駐車場維持管理補助金交付要綱を改正(平成30年4月1日施行)し、事業の支出が収入を上回っている場合に限り補助金を交付することとした。併せて、補助金額については、収支の差額であって補助対象経費(固定資産税及び都市計画税)相当額以内の額に改めた。さらに、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則第14条に規定する補助事業等実績報告書の提出に係る規定を追加した。</p>

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-指-11	P208~211	指摘	予防課	<p>【相模原市防災協会補助金】</p> <p>補助金は一括して交付されているが、交付先の予算書では、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計に用途の定めに応じて区分して計上されている。決算書では、公益目的事業会計の補助金が減額され法人会計の補助金が増額されており、結果として法人会計に内部留保が増加している。 法人会計の補助金を増額させなくとも経常費用は経常収益を下回っており、補助金の余剰については、返還を求めるべきである。</p>	措置済(H29.3)	<p>相模原市防災協会の法人会計の当期経常増減額は3,160千円となっているが、このうち決算時に公益目的事業会計から法人会計に補助金を振り替えたことにより生じた余剰額1,942千円について返還を求め、平成29年3月14日に返還を受けた。 その他の法人会計の収支差額については、平成28年度に実施した防災協会事務室の増床に係る工事費用とするため、内部留保とすることを認めたものである。</p>
28-意-1	P7~11	意見	文化振興課	<p>【相模原市民文化財団補助金(管理運営事業)】</p> <p>補助金を管理運営費として一括交付しているが、交付先の会計に合わせて会計別に区分して交付すべきである。事業費は、さらに主な事業ごとに区分して交付し、事業別の評価を行うべきである。</p>	対応済(H31.1)	<p>平成29年度までは管理運営費を管理運営事業補助金に一括交付していたが、平成30年度からは市民文化財団の会計区分に合わせて、法人会計に用途を特定して交付し、補助金の評価を行うこととした。</p>
28-意-2	P12~13	意見	文化振興課	<p>【相模原市民文化財団補助金(文化事業)】</p> <p>当該補助金を事業費として一括交付しているが、交付に際しては管理運営事業のうち公益目的事業会計に使われるものと文化事業の補助金を市民文化財団の各事業(「生活文化・芸術文化事業」、「文化情報収集提供事業」、「調査研究事業」)に合わせて再編して交付し、事業別の評価を行うべきである。</p>	対応済(H31.1)	<p>平成30年度から、管理運営事業補助金と文化事業補助金を再編し市民文化財団の各事業会計区分に合わせて交付し、事業別の評価を行うこととした。 さらに、文化事業補助金については、各事業ごとに内訳を明記して交付した。</p>

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-意-3	P14~16	意見	総務法制課	<p>【公益財団法人相模原市まち・みどり公社補助金】(民間事業者との同等性)</p> <p>事務局の管理運営に要する経費を補助しているが、民間事業者と同等の条件で競争を行おうとする場合には、法人の管理費に補助金を交付することは適切でない。</p>	対応済(R4.4)	補助金の段階的な削減を行うとともに、「相模原市外郭団体に係る改革プラン」や「平成29年度包括外部監査の結果報告書」の意見を踏まえ、公社と補助金廃止に向けた調整を行い、令和2年度末をもって管理費補助金を廃止した。
28-意-4	P16~17	意見	総務法制課	<p>【公益財団法人相模原市まち・みどり公社補助金】(自立可能な団体に対する補助金)</p> <p>公社の正味財産(純資産)は多額であり、法人会計の管理費は、収益事業等会計の一般正味財産増減額で賄える水準にある。自立可能な団体に対する補助金は、公社が公益的な団体としても、交付する理由にはならない。</p>	対応済(R4.4)	補助金の段階的な削減を行うとともに、公社と補助金廃止に向けた調整を行い、令和2年度末をもって補助金を廃止した。
28-意-5	P24~29	意見	地域医療課	<p>【休日急患歯科診療所運営費補助金】(補助対象の事務局職員の人件費)</p> <p>休日急患歯科診療所の運営日数は、年間73日程度であるが、支援内容から判断しても事務局職員1名の人件費をすべて補助事業で負担することには疑義がある。</p> <p>補助対象とする人件費は合理的な作業時間で業務を終えるものとして人件費を算定する必要がある。</p>	対応済(R2.1)	平成30年度から、休日急患歯科診療所運営費補助金をはじめとした市歯科医師会事業に対する支援を「相模原口腔保健センター運営費補助金」として一本化し、改めて補助対象とする事務局職員人件費の算定を行い、令和元年度予算に反映した。

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-意-6	P28~29	意見	地域医療課	<p>【休日急患歯科診療所運営費補助金】 (休日急患歯科診療事業の運営体制)</p> <p>休日急患歯科診療の患者数は、5月の連休と年末年始で半数以上を占めている。患者数の少ない休日について、診療時間の短縮など事業費削減のための業務内容の見直しが必要である。</p>	対応済(H31.1)	平成30年度から、当課所管の市歯科医師会事業に対する支援を「相模原口腔保健センター歯科診療事業」として一本化した中で、休日歯科診療事業の実施日をゴールデンウィーク及び年末年始の実施とした。(72日→10日)
28-意-7	P30~37	意見	地域医療課	<p>【休日夜間急患調剤薬局運営費補助金】 (補助対象の事務局職員の人件費)</p> <p>休日夜間急患調剤薬局の運営は夜間と休日であるが、事務等の支援のために、支援内容から判断しても事務局職員7名分(管理薬剤師3名と事務職員4名)の人件費を、すべて補助事業で負担することには疑義がある。補助対象とする人件費は合理的な作業時間で業務を終えるものとして人件費を算定する必要がある。</p>	対応済(R2.1)	管理薬剤師については、各メディカル調剤薬局を運営するために必要な人員として査定しており、現状の体制を維持すべきものであると考える。事務職員については、令和元年度予算において業務負担割合に応じた補助率とした。
28-意-8	P40~42	意見	地域医療課	<p>【「健康さがみはら」発行事業補助金】 (公益法人から一般社団法人への移行期間中の法人に対する補助金について)</p> <p>医師会は移行法人であり、「健康さがみはら」発行事業は実施事業の一部である。実施事業に対する補助が必要かは疑義がある。実施事業は、内部留保を消費することに意義があるから、所管する県の審議会との調整は必要であるが、補助金は不要と判断する。</p>	対応済(R2.1)	「健康さがみはら」発行事業は公益性が高く、補助が必要であると考えている。一方で、当該事業は市医師会が策定した公益目的支出計画における実施事業であることから、市医師会と協議し、令和元年度予算から補助の割合を10/10から1/2に変更した。

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-意-9	P43~44	意見	医療政策課	<p>【「健康さがみはら」発行事業補助金】 (新聞折込みによる「健康さがみはら」の配布について)</p> <p>「健康さがみはら」発行事業の経費のうち大きな部分を占めるのは、新聞折込みに係る費用である。新聞折込みの有効性の検証は行っていない。新聞非配達世帯は約10万世帯あり、紙での媒体は配布されていない。費用対効果を考えれば、別の方法を検討すべきである。</p>	対応困難(R4.4)	<p>新聞折込み以外の配布方法を検討すべきとの指摘であるが、普及・啓発を目的とした本事業では、あらゆる手段を用いて市民の方々の目に触れるようにする必要があると考えている。</p> <p>現在、新聞折込みの他、市役所、公民館などの公共施設や、市内の鉄道駅、医療機関、歯科医院、薬局等において配架するとともに、市医師会のホームページでも掲載している。</p> <p>中でも、新聞折込みは、市内約315,000世帯のうち、205,000世帯に行っており、インターネットを利用できない、慣れていない環境の市民の方には最も有効な手段であると考えている。</p> <p>なお、新聞未購読世帯のうち希望する約4,500世帯に対しては、「広報さがみはら」と同様に郵送による配布を行っているところである。</p> <p>また、年1回行っているモニター会議においても、年代によっては電子媒体よりも紙媒体のほうがよいので、紙媒体での情報提供も続けてほしいとの意見をいただいている。</p>
28-意-10	P45	意見	医療政策課	<p>【高度医療機器共同利用事業補助金】</p> <p>診療報酬(MRI)と高度医療機器使用料(CR)では必要経費を賄えないために補助金が発生しているが、補助金の目的は高度医療機器の整備により達成されているというべきで、事業の赤字補てんの理由にはならない。</p> <p>整備費の補助と機器の稼働率等から判断すれば、赤字にならないはずのものと考えられるので、医師会の負担と機器使用料の見直しが必要である。</p>	対応済(R3.3)	<p>MR I 共同利用については、MR I を所有する医療機関の増加及び医療機関間における連携の進展により、MR I 共同利用事業の役目は終了したと判断し、令和元年度末をもって同事業は終了した。</p> <p>また、CR 共同利用については、主な使用目的が市医師会に委託しているがん施設検診に必要な不可欠なものであるため、市医師会と協議し、経費の整理と内容の精査を行った上で、令和2年度予算から「がん施設検診委託」に移管した。</p> <p>以上のことから、当該補助金は、令和元年度末をもって廃止した。</p>

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-意-11	P62～65	意見	福祉基盤課	<p>【高齢者福祉施設サービス水準向上補助金】(剰余金との関係)</p> <p>交付先の事業活動計算書を閲覧すると、養護老人ホームの場合、拠点別でも補助金の数年分から10年分に相当する剰余金が存在している。法人単位ではさらに多額の剰余金を有している。一時的にしる、より優先順位の高い事業に資金を割り当てることも選択肢として考慮すべきである。</p>	対応困難(R4.4)	<p>当該事業は、中核市移譲事務であり、現在も県、県内指定都市及び中核市において同様に実施しており、対象となる施設は、市内の施設のみならず、本市の市民が入所している県内施設となる。</p> <p>入所者の住民登録に応じて各市町村が負担しているものであり、今後も、機会を捉えて県、指定都市及び中核市と協議をしていくものとする。</p>
28-意-12	P66～69	意見	高齢政策課	<p>【施設開設準備経費支援事業費補助金】</p> <p>証拠書類等の保存期間が5年間とされているが、耐用年数が5年以上の備品等も多く購入されている。補助金は交付して終わりではない。補助金の交付により設備等を購入する場合には、その耐用年数期間において、適切に維持・管理し目的に沿った利用をしてもらう必要がある。</p>	対応済(H29.11)	<p>証拠書類等の保存期間を、その備品の耐用年数を経過するまで適切に維持・管理するよう、相模原市施設開設準備経費支援事業補助金交付要綱を改正し、平成29年4月1日付で施行した。</p>

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-意-13	P70~75	意見	高齢・障害者福祉課	<p>【公益社団法人相模原市シルバー人材センター運営費補助金】</p> <p>運営費補助金として交付されているが、補助金の成果について明確化を図るためには、「公益目的事業会計」と「法人会計」に区分して算定・交付し、実績評価も補助事業ごとに実施すべきである。</p>	対応困難(R4.4)	<p>市シルバー人材センターは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(以下、「法」という。)に基づき区市町村に設置されており、法の趣旨に則り、高齢者の生きがいくりと仲間づくりを目的とした就業機会の確保に向けて、担い手とニーズのマッチングを行うことを主たる業務としていることから、事務局を設置し運営する事が不可欠であり、補助対象経費は人件費が主体となっている。会計制度上、「法人会計」部分が分割されているが、補助目的を達成するため、引き続き一体的に助成を行っていくべきものと考えている。</p> <p>なお、シルバー人材センターの事務局体制については、こうした事業を効果的効率的に行うための適正な規模の維持や、業務の効率化などについて今後も指導助言を行うとともに、補助金の適正な交付についても引き続き努めていく。</p>
28-意-14	P76~80	意見	地域包括ケア推進課	<p>【相模原市老人クラブ連合会補助金】</p> <p>多数の単位老人クラブがあるが、収支計算書などの様式や収入や支出についてルールが必ずしも統一されていない。極力統一すべきである。</p>	対応済(H29.11)	<p>平成29年3月2日の相模原市老人クラブ連合会理事会において、平成28年度決算書及び平成29年度予算書の様式を配布すると同時に、記載方法についてポイント解説付の記載例を配布した。また、口頭でも問題点や事例を踏まえて書き方の説明をした。</p>
28-意-15	P81~82	意見	こども家庭課	<p>【母子生活支援施設運営費補助金】</p> <p>交付申請書の内訳額と実績報告書の内訳額に不整合があった。施設から提出のあった「補助事業収支実績・事業実績」には所管課がチェックした印を付しているが、何をチェックしたのか不明である。少なくとも申請どおりに使用されたか、異なる場合には説明を施設側に求めるなどの対応が望まれる。</p>	対応済(H29.11)	<p>記載誤りのあった施設から「補助事業収支実績・事業実績」の訂正を受け、内容の確認を行った。</p> <p>今後は、「補助金等交付決定通知書」の交付条件に交付額の内訳(人件費及び事業費)を記載し、実績との確認ができるよう改善を行う。</p>

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-意-16	P83~89	意見	青少年学習センター	<p>①【相模原市子ども会育成連絡協議会補助金】 ②【相模原スカウト連絡協議会運営補助金】 ③【相模原市少年少女合唱団育成会補助金】 ④【相模原市少年鼓笛バンド連盟運営補助金】 (参加者の非常に少ない団体に対する補助金)</p> <p>少額の補助金ではあるが、参加者の非常に少ない団体に対する補助金である。②～④の各団体の行っている事業には、一定の公益性や社会貢献度が認められるが、各団体への小学生の参加率が1%前後と非常に低い。青少年の健全育成に貢献する事業ならば、まずは参加者を増やすことで効果をあげるべきである。それでも参加者が増えないということは、時代に即した市民ニーズにできていないと考えられる。</p>	対応済(H29.11)	<p>平成29年3月1日号の広報さがみはらに参加者募集の記事を掲載した。また、桜まつりにおいて、ちびっこ広場でのチラシの配布などにより会員数の増加に取り組んだ結果、子ども会を除く3団体の平成29年4月1日現在の会員数は846名(平成27年度646名)となった。 今後も、様々な場面を捉えて、参加者数の増加に取り組んでいく。</p>
28-意-17	P83~89	意見	青少年学習センター	<p>①【相模原市子ども会育成連絡協議会補助金】 ②【相模原スカウト連絡協議会運営補助金】 ③【相模原市少年少女合唱団育成会補助金】 ④【相模原市少年鼓笛バンド連盟運営補助金】 (補助金額の決定の過程を示した文書)</p> <p>補助金額の決定の過程を示した文書がない。予算額の根拠資料がないと決算額が適切に使われたのかどうかの判断もあいまいになるので、変化のない、ほぼ同じ状況であっても文書化した資料を作成しておくことが望ましい。</p>	対応済(H29.11)	<p>前年度と比べて事業規模、事業数の変動がない又は少ない場合であっても予算額の根拠資料の作成を求め、補助金の交付決定を行う。</p>

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-意-18	P83～89	意見	青少年学習センター	<p>①【相模原市子ども会育成連絡協議会補助金】 ②【相模原市スカウト連絡協議会運営補助金】 ③【相模原市少年少女合唱団育成会補助金】 ④【相模原市少年鼓笛バンド連盟運営補助金】 (決算書の内訳明細)</p> <p>収支決算書を入手しているが、内訳明細やその金額根拠を示す資料を入手していない。予算の根拠資料がないために、決算書の内訳明細を入手する必要がなくなっているが、適切に、有効に使用されたかどうかを判断するためにも、決算書の内訳明細を入手し、補助事業の有効性の評価に役立てるべきである。現状では補助金の見直しが適切に行われているとは言えない。</p>	対応済(H29.11)	平成28年度決算から、詳細な項目を掲載した決算書の提出を受けることとした。
28-意-19	P90～95	意見	保育課	<p>①【相模原市コミュニティ保育促進事業補助金】 ②【相模原市保育連絡協議会補助金】 ③【保育センター運営費補助金】 ④【相模原市私立幼稚園長時間預かり保育事業補助金】</p> <p>補助金の交付があるにもかかわらず、「平成26年度補助事業実績調書一覧」に記載されていなかった。実績調書をホームページで公表する趣旨が、補助制度の透明化を図り、市民による評価を可能とするためであることを考えると、原則として市から支出したすべての補助金を記載すべきである。</p>	対応済(H29.11)	<p>「平成28年度補助事業実績調書一覧」から記載することとした。 今後は、各補助金に番号を付ける等、漏れのない方法を構築し掲載する。</p>

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
28-意-20	P96~ 97	意見	保育課	<p>【相模原市私立幼稚園教育振興補助金】 (補助金概要調書一覧の記載内容の確認)</p> <p>平成27年度補助金概要調書一覧において、平成27年度に補助金を交付した幼稚園は37園であったが、50園記載されていた。平成26年度の概要調書の内容がそのまま記載されていた。担当者が誤ってもその上司も確認することにより発見できるので、所管課の適切なチェックが望まれる。</p>	対応済 (H29.11)	平成28年度決算から、補助金申請園一覧と概要調書一覧を突合し、複数の職員により適切なチェックを行うこととした。
28-意-21	P97~ 98	意見	保育課	<p>【相模原市私立幼稚園教育振興補助金】 (補助事業実績調書、概要調書の記載範囲、方法の統一)</p> <p>実績調書、概要調書が様々な方法で記載されていた。外部に公表されるのが概要調書、実績調書であることを考えると、誤解のないように記載範囲、方法を統一したほうがよい。概要調書、実績調書に記載の内容との対応がわからないだけでなく、他の幼稚園との比較もできない。また、交付申請書に添付の収支予算書や概要調書と、実績報告書に添付の収支決算書や実績調書との間には整合性がないものもあった。記載方法の統一が望まれる。</p>	対応済 (H29.11)	平成28年度実績調書の記載範囲、方法を確認済みである。平成29年度概要調書から、記載例を作成し、各園へ記載方法の周知を行い、記載方法の統一を図った。また、収支予算書や概要調書と、収支決算書や実績調書との整合性のチェックを行うこととした。
28-意-22	P98~ 99	意見	保育課	<p>【相模原市私立幼稚園教育振興補助金】 (予算申請時と実績時で大きな差異があるものについての説明)</p> <p>収支決算書に収支予算書との差異について記載がないので理由が不明である。幼稚園が用途を明示して申請してきた、市が補助対象としている部分については収支予算書や収支決算書の差異について理由を聞く必要があると考える。</p>	対応済 (H29.11)	平成29年度分から、予算書と決算書の差異について記載を求め、理由を確認することとした。

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-意-23	P99~100	意見	保育課	<p>【相模原市私立幼稚園教育振興補助金】(提出書類の内容の不整合)</p> <p>概要調書と収支予算書、実績調書と収支決算書の記載内容がそれぞれ整合していない。支出項目の確認と、書類間の整合性について、適切な確認が必要である。</p>	対応済(H29.11)	平成29年度分から、概要調書と収支予算書、実績調書と収支決算書の記載内容について、整合性のチェックを行うこととした。
28-意-24	P100	意見	保育課	<p>【相模原市私立幼稚園教育振興補助金】(補助金交付先の幼稚園の財政状態の把握)</p> <p>現在、補助金の額は交付要綱第5条に基づき、学級割と幼児数割に基づいて計算されているが、幼稚園の資力のあるなしは考慮されていない。幼稚園は学校法人である場合には私学振興助成法に基づく決算書の作成が求められており、その中には財政状態を示す貸借対照表や財産目録が含まれているはずで、そのような資料も参考に補助金額を決定するほうが資力のある園にまで補助金を交付する必要がなくなり効果的と考える。</p>	対応困難(R4.4)	<p>補助金の趣旨は幼稚園教育の重要性にかんがみ、私立幼稚園教育の振興及び私立幼稚園の教育条件の維持改善を図るためとしており、その補助金の額は学級数と園児数により決定する基準額と実際に要した対象経費の少ない方を限度とすると定めている。</p> <p>また、現要綱では貸借対照表や財産目録の提出を求めている。</p> <p>このため、法人の資力をもって補助金の交付を判断すべきではないと考えている。</p> <p>なお、法人の資力を判断材料とした場合、資力の有無の基準や、補助金交付の減額又は交付自体しないのか等、新たに根拠を設定するのが困難である。</p>
28-意-25	P101	意見	地域保健課	<p>【相模原市医師会在宅ケア対策事業補助金】</p> <p>医師会は移行法人であり、在宅ケア対策事業は実施事業の一部である。</p> <p>医師会の公益目的支出計画により在宅ケア対策事業は実施されなければならないが、市補助金交付の必要性はない。</p>	対応済(R3.3)	令和2年4月に「相模原市在宅医療・介護連携支援センター」を設置し、在宅医療・介護連携従事者相談窓口を開設したことに伴い、平成31年度をもって本補助金は廃止とした。

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-意-26	P104~106	意見	疾病対策課	<p>【結核健康診断事業補助金】</p> <p>補助金の交付があるにもかかわらず、「平成26年度補助事業実績調書一覧」に記載されていなかった。実績調書をホームページで公表する趣旨が、補助制度の透明化を図り、市民による評価を可能とするためであることを考えると、見直しの対象とすることがどうかにかかわらず、原則として市から支出したすべての補助金を記載すべきである。</p>	対応済(H29.11)	法令に基づき交付する補助金・交付金であり、補助金見直しの対象外となっているため、実績調書への記載は不要と認識していたが、公表の主旨に則り、「平成28年度補助事業実績調書一覧」から記載することとした。
28-意-27	P107~112	意見	中央区役所 大野北まちづくりセンター	<p>【地域活性化事業交付金】 (審査基準適用の適否について)</p> <p>同一団体の同一事業に対して連続して交付金を交付する場合には、審査基準を段階的に厳しくしているが、実質的に同一とみられる団体に基準を厳しくしないで審査していた。自治会を維持拡大していくことは重要であるが、同一事業に対して継続的に交付金を交付することは、交付金支給対象の固定化を招き望ましくない。</p>	対応済(H29.11)	アプローチの違いや、組織内実行委員会での運営ということだけでは違う事業とはみなさないとの意見を受け、同じような事例があった場合には、慎重に議論をしていただくよう、まちづくり会議に対して審査基準について説明を行った。

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-意-28	P112~114	意見	中央区役所 大野北まちづくりセンター	<p>【地域活性化事業交付金】 (交付金の交付対象の適否)</p> <p>地域活性化事業交付金は、幅広い層の市民の参加及び協働による地域の活性化を目指し、市民が自主的な課題解決に取り組む事業に対して交付されるものである。その一例として、「青山学院大学箱根駅伝優勝祝賀会実行委員会」による優勝祝賀会に地域活性化事業の補助金が交付されているが、地域コミュニティの強化が主目的なのか、同大学の祝賀会が主目的かが明確ではない。</p> <p>同大学に対する祝賀会という形式面から、交付金の交付は特定学校法人のPRに繋がる場合は適切ではないという見方も生じ得るので、このような交付金の審査に当たっては十分に議論した上での慎重な判断が必要である。</p>	対応済 (H29.11)	<p>青山学院大学陸上競技部の練習拠点となる相模原キャンパスは大野北地区にあり、地区内で選手がロード練習をするほかにも買い物や食事をしている。そのような環境の中、当然のようにこの偉業に対して街をあげて祝福をしようという機運の中、本事業が実施されたものである。</p> <p>事業には地区内のほとんどの団体からボランティアとして50人以上が運営に携わり、大野北地区が一丸となって実施された事業であり、その事業に対して大野北地区まちづくり会議で交付金の交付を是としたものである。</p> <p>しかしながら、今回の意見を受け、同じような事例があった場合には、慎重に議論をしていただくよう、まちづくり会議に対して審査基準について説明を行った。</p>
28-意-29	P115~118	意見	中央区役所 地域振興課	<p>【相模原市自治会等集会所建設補助金】 (補助事業実績調書の記載内容について)</p> <p>補助事業実績調書の事業成果及び自己評価の記載については、各補助金交付先が実際の事業成果に基づいて具体的に記載すべきであるが、大部分の交付先は市から提示された標準文例を参考に記載している。これに対する所管課の評価も標準文例に基づく形式的な記述になっており、実態が把握できない状況にある。記載内容は事業の実態に則した具体的なものである必要がある。</p>	対応済 (H29.11)	平成28年度の補助事業実績調書から、事業の実態を記載するように改めた。

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-意-30	P118~119	意見	中央区役所地域振興課	<p>【相模原市自治会等集会所建設補助金】 (集会所の稼働状況等の把握について)</p> <p>補助金により建設された集会所等の稼働状況等が把握されていない。補助金の交付目的に沿って利用されているかどうかを確認するために利用状況等の把握し、適切に利用されていることを確認する必要がある。</p>	対応済(H31.1)	<p>集会所建設費等補助金を受けた自治会について、集会所の稼働状況及び利用状況に関する調査基準を定め、直近の対象自治会(29年度分:3自治会)へは帳票を用いた調査を行い、確認した。</p> <p>○「集会所の稼働状況及び利用状況に関する調査基準」の設定 ○確認項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会所利用状況の管理の有無 ・利用日数、及び工事中に利用ができなかった日数 ・地域活動団体、その他団体の利用日数
28-意-31	P120	意見	中央区役所地域振興課	<p>【自主防災組織活動事業費補助金】</p> <p>単位自主防災組織である自主防災隊の活動状況は、防災訓練の回数や資機材整備の状況など、団体によって差があるよう見受けられる。活発な活動がなされていない自主防災組織に対しては、補助金の利用を含め、積極的な訓練実施の呼びかけをすることが必要ではないかと考える。</p>	対応済(R3.3)	<p>地域防災力の更なる向上に向けて、年度当初の自治会長会議等を活用し、補助金の利用や年一回以上の訓練が実施できるよう積極的な呼びかけを行っている。</p> <p>また、構成世帯が少ない組織など防災活動が活発でない組織や、防災対策上の課題を有している組織に対しては、地区連合自主防災隊と連携しながら、防災活動の促進や課題解決に向けた支援に取り組んでいる。</p>

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-意-32	P126～127	意見	中央区役所地域振興課	<p>【商店街にぎわいづくり支援事業補助金】(イベント補助金の補助金額の基準について)</p> <p>要綱で定められた補助金額とは別に当年度の補助金額を定めているが、二重の基準を設定することはあまり意味がない。実情に合った要綱の改定が望まれる。</p>	対応困難(R4.4)	要綱の補助金額を上限額としたうえで、市の財政状況に沿った形で補助金額を単年度毎に決定する現行の運用が、商店会への支援策として有効であると判断し、改正を行わないこととする。
28-意-33	P126～127	意見	中央区役所地域振興課	<p>【商店街にぎわいづくり支援事業補助金】(補助金の事業成果測定について)</p> <p>補助金の実績報告の際の事業成果報告として評価を行っているが、「まあまあ」というあいまいな評価が多く、具体的な成果やどのような課題があったかなどが明らかでなく、成果の報告として有効性に問題がある。</p>	対応済(H29.11)	実情に即した報告がなされるよう、平成29年度以降に使用する報告書の様式を改善した。
28-意-34	P128～132	意見	産業・雇用対策課	<p>【相模原市勤労者住宅資金利子補給】</p> <p>中央労働金庫の住宅ローン利用者に対する利子補給であり、中央労働金庫の提供する住宅ローン金利が他の金融機関よりも有利となるため、結果的に中央労働金庫も受益者となっており、公平性という観点から問題である。また、利子補給の金額は1件あたり1年で23千円と極めて少額であり、持家取得との因果関係は明らかでなく、有効性という観点から問題である。廃止の可否を含め、制度全般の再検討が望ましい。</p>	対応予定(R4.4)	新型コロナウイルス感染症のBCP対応に伴い、見直しを休止したが、制度の存続又は廃止については引き続き検討する。

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-意-35	P133~139	意見	産業・雇用対策課	<p>【公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター補助金】 (事業内容について)</p> <p>中小企業に働く勤労者の福祉の向上を図るため、相模原市勤労者福祉サービスセンターに補助しているものであるが、当団体の事業には、民間の福利厚生代行会社のサービスと同様のものも多く、既に一定の役割を終えているとも考えられる。有効性という観点から問題であり、再検討が必要である。</p>	対応困難(R4.4)	<p>当団体の事業は、健康診断事業や市内公共施設利用補助、会員事業所の割引契約など地域に密着した事業や共済給付事業などをパッケージ化し、公益財団法人として比較的低額な会費で提供するものである。</p> <p>こうしたサービスの提供を通じて勤労者の福祉の向上を図り、地域産業の振興及び地域社会の活性化が期待されるとともに、直面する人口減少下における企業の労働力確保にも資する取組としてもその重要性は高まることから、有効な事業であると考えられる。</p>
28-意-36	P139~141	意見	雇用政策課	<p>【公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター補助金】 (財政状態について)</p> <p>当団体の一般正味財産は平成28年3月31日現在634,709千円となっており、補助金がなくても運営できる団体等に対する補助金と考えられる。補助金廃止の是非について再検討が必要である。</p>	対応済(H31.1)	<p>団体の一般正味財産は、そのほとんどが基本財産と特定資産で構成されているが、取崩しが可能とされる特定資産は過去からの会費収入の積立によるものであることから、サービスの充実を通じて会員に還元すべきという考えのもと、計画的に取崩しを行っている。</p> <p>本補助金の対象となる団体の活動は、労働行政の一部を担う高い公益性を有し、市の施策である「勤労者福祉の推進」に資することから、市は施策の更なる充実を図るべく補助金を交付しているものであるが、補助金の見直しについては、従前から、毎年の予算要求に際し、「補助金の見直し指針」に基づき実施しており、平成30年度予算においては5,000千円の削減を行ったところである。</p> <p>今後も、団体の事業実績や収支状況等を考慮しながら、補助金の見直しについて継続的に取り組んでいく。</p>

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
28-意-37	P142~ 144	意見	雇用政策課	<p>【公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター補助金】 (相互扶助事業に対する補助金交付について)</p> <p>共済事業は受取会費等で賄うのが原則と考えるが、相互扶助事業である共済事業に係る人件費の一部が補助金の対象となっており、公益性という観点で問題である。全国の政令市等でも公費を伴う個人給付事業も縮小されており、補助対象とするは疑問である。</p>	対応済 (H29.11)	当団体と協議し、平成29年度より、共済事業会計に補助金は充当しないこととした。
28-意-38	P145~ 158	意見	観光・シティ プロモーション課	<p>【相模原市観光事業等補助金(六大観光行事)】</p> <p>六大観光行事の開催費用が増加する中、「開催費用の確保」という数年来の課題に対して、具体的な解決策は見出されていない。長期に渡って資金も担い手も不足という事業が「時代に即した市民ニーズ」に合致しているとは断言し難く、六大観光行事は、誰の祭なのか、誰が支えるのかを踏まえて、補助金の位置付け・目的について再検討の上、廃止または減額の方で一定の期間内での見直しが必要である。</p>	対応済 (R4.4)	<p>観光行事については、誘客による地域活性化という面ではなく、地域住民のつながりを生み出し、地域を愛する心の醸成など「ふるさとづくり」「地域づくり」に貢献してきたものであると考えている。</p> <p>こうした効果を明確に表すことは難しいと考えているが、公的な予算を投入し実施しているイベント事業であることから、収入の確保や効率性の観点などを踏まえ、見直しを図ることで、令和3年度予算において補助額を減額した。</p>

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-意-39	P159~166	意見	観光・シティプロモーション課	<p>【一般社団法人相模原市観光協会補助金(アンテナショップ運営事業)】 (目的について)</p> <p>当団体は、今後広域交流拠点として発展していく本市において、コンベンション誘致・開催等の役割を期待されており、アンテナショップの存続が法人運営の足かせとなる可能性も踏まえて、以下の理由と併せて当補助金については廃止に向けた見直しが必要である。</p> <p>① アンテナショップのコンセプト(ジモトのものをジモトの人に)と当補助金の目的(観光振興)が整合しているとは考え難く、また、市民から集めた税金を市内における買い物客に補助金として分配する結果となっており、有効性という観点から問題である。</p>	対応予定(R4.4)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年7月に店舗利用者約400名に対してアンケート調査を実施した。アンケート調査の結果、86%の利用者が地元の商品を購入できることを店舗の利用目的と回答していたことから、客観的な指標をもとに「ジモトのものをジモトの人に」というコンセプトは達成済みであると認識しており、アンテナショップとして次の段階に進む検討を開始した。 ・令和2年9月に、観光振興に繋がる店舗運営を明確にするため、sagamix運営部会において新たなコンセプト「ジモトの人がジモトのモノを」(消費する、紹介(発信)する)を設定した。店舗運営への反映方法については、アンケート調査において、観光情報の拠点である認識を広めることが、外部への発信(土産購入等)に優位な影響を与える結果であったことから、sagamix=「相模原産品を売るお店」から、『観光情報を発信するアンテナショップ』というイメージを定着させる取組み、物販を通じた情報発信の強化を図っていく。 ・発信機能強化に向け、サイネージやPR素材の整備等に着手した。(令和3年度内に完了予定)

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-意-40	P159~168	意見	観光・シティプロモーション課	<p>【一般社団法人相模原市観光協会補助金(アンテナショップ運営事業)】 (採算について)</p> <p>当団体は、今後広域交流拠点として発展していく本市において、コンベンション誘致・開催等の役割を期待されており、アンテナショップの存続が法人運営の足かせとなる可能性も踏まえて、以下の理由と併せて当補助金については廃止に向けた見直しが必要である。</p> <p>② 現状アンテナショップは赤字体質であり、補助金なくてして経営は立ち行かず、経済性という観点から問題である。</p>	対応困難(R4.4)	<ul style="list-style-type: none"> ・アンテナショップの意義は、単に本市の商品等を販売することではなく、商品を販売することで購入者及び購入者を通じた市のPRを図ることであり、収益事業ではなく公益事業として位置付けている。 ・店内什器への津久井産材を使用、店内のテレビモニターで相模原市が制作したPR動画を放映するなど商品販売以外の方法においても情報発信を実施した。 ・そのため、PR効果を踏まえた低い利益率を補うため、家賃の一部に対し補助金を充てる考えは適正であると考えている。 ・なお、現在のアンテナショップの成果指標(売上、レジ通過者数)に加えて、PR効果の成果の確認方法についても、新たな指標等の設定を市観光協会と検討していく。 ・市観光協会では、これまでも販売促進や経費削減に取り組んできたと認識している。平成31年度からの出店契約においても、貸主との交渉により共益費を含む賃料8%程度の減額を達成しており、固定経費の削減に取り組んでいる。引き続き、経営の健全化により、依存度の低減を図るよう指導する。
28-意-41	P169~171	意見	津久井地域経済課	<p>【宮ヶ瀬ダム周辺振興財団補助金】 (要綱と実態の不一致について)</p> <p>要綱では「財団が指定する職員」の人件費相当を補助することとなっているが、実際の運用は、市の職員OBの財団職員のみの人件費相当を補助することとしており、要綱と実態が合っていない。要綱が補助金の実態と整合した内容となるように補助金交付要綱の見直し・修正を行う必要があると考える。</p>	対応済(H31.1)	<p>要綱と実態を一致させるため、平成30年度から補助金申請時の提出書類に、財団の依頼に基づいて採用した市のOB職員への人件費相当への補助申請であることを明記することとした。</p>

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-意-42	P171~173	意見	森林政策課	<p>【宮ヶ瀬ダム周辺振興財団補助金】 (財団の人件費に対する補助について)</p> <p>市OB職員である財団職員の人件費相当を補助しているが、財団の自立性の観点からは、補助金の交付期限を定めることや運営費補助金ではなく事業費補助金とすることを検討すべきである。</p>	対応困難 (R4.4)	<p>宮ヶ瀬ダム周辺振興財団は、ダム周辺地域の整備と活性化に資する取組の推進を目的に設立されたことから、当初より、相模原市(旧津久井町)、愛川町及び清川村では、財団の安定的な運営の確保と連携の強化を図るための支援として、財団に職員を派遣してきた。</p> <p>その後、本市は、『相模原市職員の法人への派遣に関する取決め』により、平成25年3月31日をもって職員の派遣を終了したが、それに代わる支援として人件費相当の運営費を補助することとした。</p> <p>これまでの経過並びに財団の安定的な運営の確保によるダム周辺地域の整備促進と活性化を図るためには、引き続き、職員の派遣に代えて人件費相当を補助することが必須であることから、事業費補助とすることは困難である。</p>
28-意-43	P174~176	意見	資源循環推進課	<p>【相模原市生ごみ処理容器購入助成金】</p> <p>当該助成制度の普及率が平成28年度3月1日時点で5.4%と高くない水準となっており、補助金が有効に使われていないと考えられるため、市民への啓発方法を工夫し、当該助成制度を有効なものとするための検討が必要であると考えられる。</p>	対応済 (H29.11)	<p>平成28年8月からごみの収集回数が週2回に変更され、収集回数変更前に全戸配布「ごみと資源の日程・出し方」等において当該助成制度の周知啓発を行ったことで、助成台数が平成27年度96台(89人)から平成28年度176台(172人)に増えた。</p> <p>今後も、広報さがみはら・SNSの活用や、公民館等へのチラシ配架及びポスター掲示などの他、市役所本庁舎食堂への三角柱ポップの設置など、様々な場面で周知啓発を継続していく。</p>

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-意-44	P177~179	意見	津久井クリーンセンター	<p>【相模原市浄化槽清掃補助金】</p> <p>浄化槽清掃事業者から市長へ提出する浄化槽清掃における交付申請書類の提出までに長期間を要するものが複数件あった。また、申請書兼請求書に受付印の押印がないものが複数件あった。</p> <p>浄化槽清掃における交付申請書類を交付要綱に定められた期限までに提出させるように指導を徹底することが必要である。また、申請書兼請求書への受付印の押印を徹底する必要がある。</p>	対応済(H29.11)	<p>交付申請書類の提出については、平成28年12月12日付けで浄化槽清掃事業者あてに、相模原市浄化槽清掃補助金交付要綱に規定された提出期限内に提出するよう通知した。</p> <p>通知以降は、提出された交付申請書類の日付の確認を徹底している。</p> <p>申請書兼請求書への受付印の押印については、決裁ルートの際にチェックする体制に改善した。</p>
28-意-45	P180~184	意見	建築・住まい政策課	<p>①【既存木造住宅耐震化促進事業】 ②【既存大規模建築物等耐震化促進事業】</p> <p>平成27年度に実施した「市政に関する世論調査」により、耐震助成制度を知らない市民の割合が7割以上という結果が出た。平成28年度においては、周知方法の改善による効果が出ているが、引き続き、目標として設定した耐震化率を達成するためにより実効性のある周知方法を検討すべきである。</p>	対応済(H29.11)	<p>NPO団体との協働事業として展開している戸別訪問制度の利用を促進するため、耐震相談員の意見を踏まえ、旧耐震基準の住宅を対象に訪問配布しているパンフレットの見直しを図った。</p> <p>また、平成29年9月に、平成28年度の本制度利用者にアンケート調査を実施し、制度の周知方法等について意見等を求めた。</p> <p>今後については、アンケート調査の結果を検証し、本制度の充実と改善を図ることで、目標として設定した耐震化率の達成を目指す。</p>
28-意-46	P190~192	意見	教職員給与厚生課	<p>【相模原市立学校教職員互助会補助金】</p> <p>互助会は任意団体であり、どのような厚生事業を行うかは補助目的から逸脱しない限り、互助会の自治により行うべきものである。しかしながら、厚生事業に補助金を交付することによって、一部の教職員のみでなく教職員全体の福利厚生に効果を求めるべきであるから、参加者が少ない事業への補助金は廃止し、自主財源で行うことができないか検討すべきである。</p>	対応済(H29.11)	<p>平成29年度からは、福利厚生の主旨に鑑み、また、補助金の妥当性を明確にするためにも、会員本人の福利厚生に寄与したことが明確に判断できる、会員本人の健康の保持増進を目的とした事業である「インフルエンザ予防接種助成」と平成29年度新規開始予定の「人間ドック助成」の2事業に限り補助対象とするよう、相模原市立学校教職員互助会交付要綱を改正し、平成29年4月1日付で施行した。</p> <p>こうした補助対象経費の見直しにより、「高需要(参加者の多い)の事業への充当」及び「補助金の公平性の確保」に資することができるものと考えている。</p>

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-意-47	P193~196	意見	生涯学習課	<p>【相模原市社会教育関係団体事務室利用者協議会補助金】</p> <p>14団体の共同開催による利用は年6回ということは、他の会議に利用する場合には会議室の面積が広すぎる可能性もある。会議室の一部は楽器等の保管スペースになっていることから目的どおり有効活用されていないといえる。</p> <p>会議室の広さは、利用頻度の高い会議の人数に合わせた大きさとし、賃借面積を縮小し賃借料を下げることが可能となる。一部有償化やフリーデスクなどを検討すべきである。</p>	対応済(H31.1)	<p>(財)相模原市まち・みどり公社と協議した結果、平成29年度から賃借料の見直しが行われ、それに伴い、当該補助金を減額した。</p> <p>平成29年4月、相模原市社会教育関係団体事務室利用者協議会内に社会教育関係団体事務室の在り方検討会を設置し、検討会議を5回開催し、市生涯学習課と在り方検討会のメンバーで事務室の有効利用などについて検討を行なった。</p> <p>その結果、当該事務室は15の加入団体及びその下部組織により利用されており、人数が多い団体の利用率も高いことから、現在の会議室の面積は必要不可欠であるとの結論に至った。</p> <p>また、平成32年度までの補助金減額計画と、利用者負担として備品使用料の増額計画が決定した。</p>
28-意-48	P197~200	意見	スポーツ推進課	<p>【公益財団法人相模原市体育協会補助金】(補助金依存度の目標値)</p> <p>相模原市体育協会の目標値である市補助金依存度31%はまだまだ下げるべきものといえる。そのためには、横浜市、川崎市とは施設管理の多寡などの違いはあるものの、独自財源の確保にこれまで以上の努力が求められる。</p>	対応予定(R4.4)	<p>令和2年度の市補助金依存率は、26.7%となっており、第3期経営計画で目標値(平成29年度)としていた31.0%からも着実に低減に努めており、引き続き、必要な助言を行うとともに、見直しを図るよう指導していく。</p> <p>また、独自財源の確保についても、自動販売機手数料収入に加え、スポーツ振興くじ助成金の確保、事業参加費の見直し、賛助会員の拡充に向けて取り組んでいることから、今後も所管課として必要な助言をしていく。</p> <p>※補助金依存率：正味財産増減計算書の「受取市補助金」÷「経常収益」×100</p>

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分(公表年月)	措置(対応)の内容
28-意-49	P200~201	意見	スポーツ推進課	<p>【公益財団法人相模原市体育協会補助金】(補助金の使途について)</p> <p>正味財産増減計算書内訳表において区分した記載表示になっているので、補助金も区分して交付し、それぞれその事業ごとに評価するべきである。</p>	対応予定(R4.4)	補助金の交付・評価については、現在、会計区分に抛らず事業費と管理費を一括して交付しているところだが、今後、会計区分(公益目的事業会計・収益事業等会計・法人会計)ごとに交付・評価を行うことができるよう、団体と協議していく。
28-意-50	P201~203	意見	スポーツ推進課	<p>【公益財団法人相模原市体育協会補助金】(補助金のうち大部分が人件費)</p> <p>過去5年間補助金額は増加しており、その原因の主なものはベース・アップによる人件費の増加によるものである。体育協会へ事業費と管理費に対する補助金の割合は1:5であり、管理費の8割近くが人件費である。「独自の人事・給与制度の構築」の市としての早めの検討が望まれる。</p>	対応予定(R4.4)	スポーツ協会の第4期経営計画では、「新たな制度としての給与体系の構築ではなく、職員個人に視点を当て、個々の能力と業績を考慮した給与体系(昇給・昇格など)の構築」を計画していくとしていた。しかし、令和2年度の相模原市外郭団体経営検討委員会によるヒアリングに係る質問事項において、「業務内容を踏まえた独自の給与体系の導入について検討していく」として、独自の給与体系に向けた動きが進んだことから、目標としている令和5年度導入に向け、予定通り進むよう進捗状況を、適宜確認していく。
28-意-51	P204~207	意見	消防総務課	<p>【相模原市消防団共済組合補助金】</p> <p>補助金の一部で消防団員に対する健康診断事業を行っているが、受診率が低い。また、他の自治体と比べて単価も高い。特定の日特定の場所で行う健診が有効とは言えない場合もあるので、健診専門クリニックの利用など消防団員のニーズに合った方法を早期に確立すべきである。</p>	対応済(H31.1)	消防団のニーズにあった検診方法を確立するため、消防団の幹部が構成員となる消防団運営検討会議等において、検診の内容、健診日の設定、健診機関の選定などについて協議した。その結果、平成30年度から検診内容等を見直し、単価については11,880円から7,776円に減額するとともに、検診日を年2回とし受診率の向上のための対策を図った。

平成28年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(令和4年10月現在)

テーマ「補助金に係る財務に関する事務の執行について」

番号	報告書頁	区分	所管課	内容(報告書より抜粋)	対応区分 (公表年月)	措置(対応)の内容
----	------	----	-----	-------------	----------------	-----------

指摘事項		意見	
措置済	10	対応済	38
検討・改善中	0	対応予定	5
措置困難	1	対応困難	8
合計	11	合計	51